

私たちの共済年金

財政再計算に向けて

本年10月は、組合員の皆さまが加入している共済年金の「財政再計算」を行うことが予定されています。今回の財政再計算は、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の間で、財政単位の一元化を前提に実施することとされています。

そこで、財政再計算についてご理解を深めていただくために、昨年12月に発行したリーフレット（共済年金の財政の現状等）に続いて、財政再計算の仕組み等を紹介することといたしました。

今後とも財政再計算に関する情報を広報紙KKRやリーフレットなどで提供していきたいと考えております。



〈目次〉

・組合員数や年金受給権者数の現状は……………	2	・財政再計算を行うためのポイントとなる主な改正内容は…	5
・収入と支出の現状は……………	2	・年金制度改正の動きは……………	7
・財政再計算の役割は……………	3	・これまでの掲載記事等……………	8

国家公務員共済組合連合会



組合員数や年金受給権者の現状は

組合員1.17人で年金受給権者1人を支えています。

組合員数や年金受給権者数の増減は、年金財政に影響を与えます。組合員数は、近年、減少が続いて、平成15年度末では109万2千人となっています。これは、前年度と比べて、1万人、1.0%の減少となっています。

一方、年金受給権者数は、年々増加して、平成15年度末では93万3千人となっています。これは、前年度と比べて、

2万7千人、2.9%の増加となっています。

このような変動によって、組合員数に対する全年金受給権者数の割合を表わす成熟度は、平成15年度末では85.5%となり、組合員1.17人で年金受給権者1人を支えている状況となっています。

組合員数及び年金受給権者数の推移



収入と支出の現状は

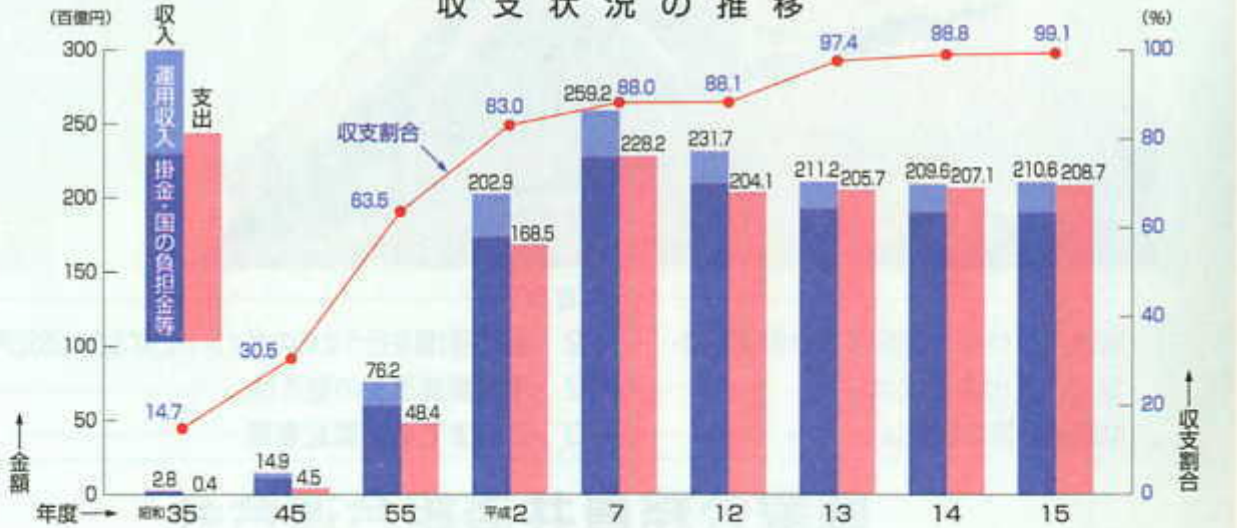
収入と支出がほぼ同額となっています。

平成15年度の収入は、2兆1,064億円となっています。これは、前年度と比べて、108億円、0.5%の増加となっています。

一方、平成15年度の支出は、2兆873億円となっています。これは、前年度と比べて、164億円、0.8%の増加となっています。

なお、収入に対する支出の割合を表わす収支割合は、年金受給権者の増加及び組合員の減少などにより、平成15年度では99.1%と、収入と支出がほぼ同額となっています。

収支状況の推移





財政再計算の役割は

組合員の皆さまの掛金、国等の負担金や年金積立金の運用収入を、共済年金の給付に要する費用(年金支給)のほか、基礎年金の支払いのため拠出する費用(基礎年金拠出金)等に充てています。

共済年金制度は、将来にわたって年金給付費等の支出に見合う保険料などの収入が確保されていなければ、長期的に安定した運営が成り立ちません。

このため、共済年金の保険料率は、将来における年金給付費等の支出や組合員の報酬等の見込を基に算定さ

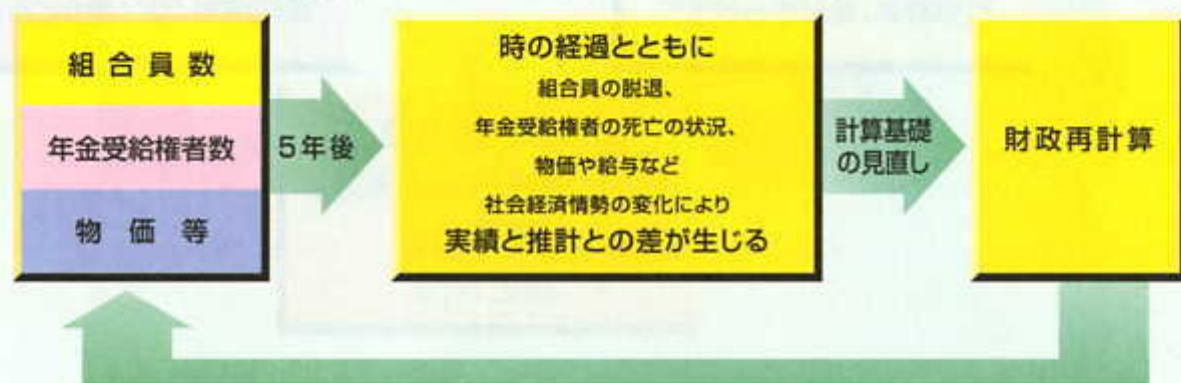
れています。

しかしながら、将来の年金給付費等の支出や保険料などの収入は、時間の経過に伴い、当初の見込と実績との間においてずれが生じてきます。

共済年金制度では、年金財政の長期的な安定を図るため、少なくとも5年ごとに、保険料率の算定基礎をあらため直し、保険料率を見直す「財政再計算」が義務づけられています。

(注) 共済年金の給付水準は、今回の年金制度改正においてもこれまでと同様に厚生年金に準拠して給付水準を定める方式を維持し、給付水準の調整(1.マクロ経済スライド…5頁参照)は厚生年金と同一の比率で行うこととされ、その結果、これを賄うために必要な保険料率を決定していくこととしています。この場合、共済年金の財政状況、成熟の度合等が厚生年金と異なることから、厚生年金のように将来の保険料水準を固定し給付水準を維持することは困難なため、これまでと同様に5年ごとに財政再計算を行い、保険料率を決定していくこととされています。

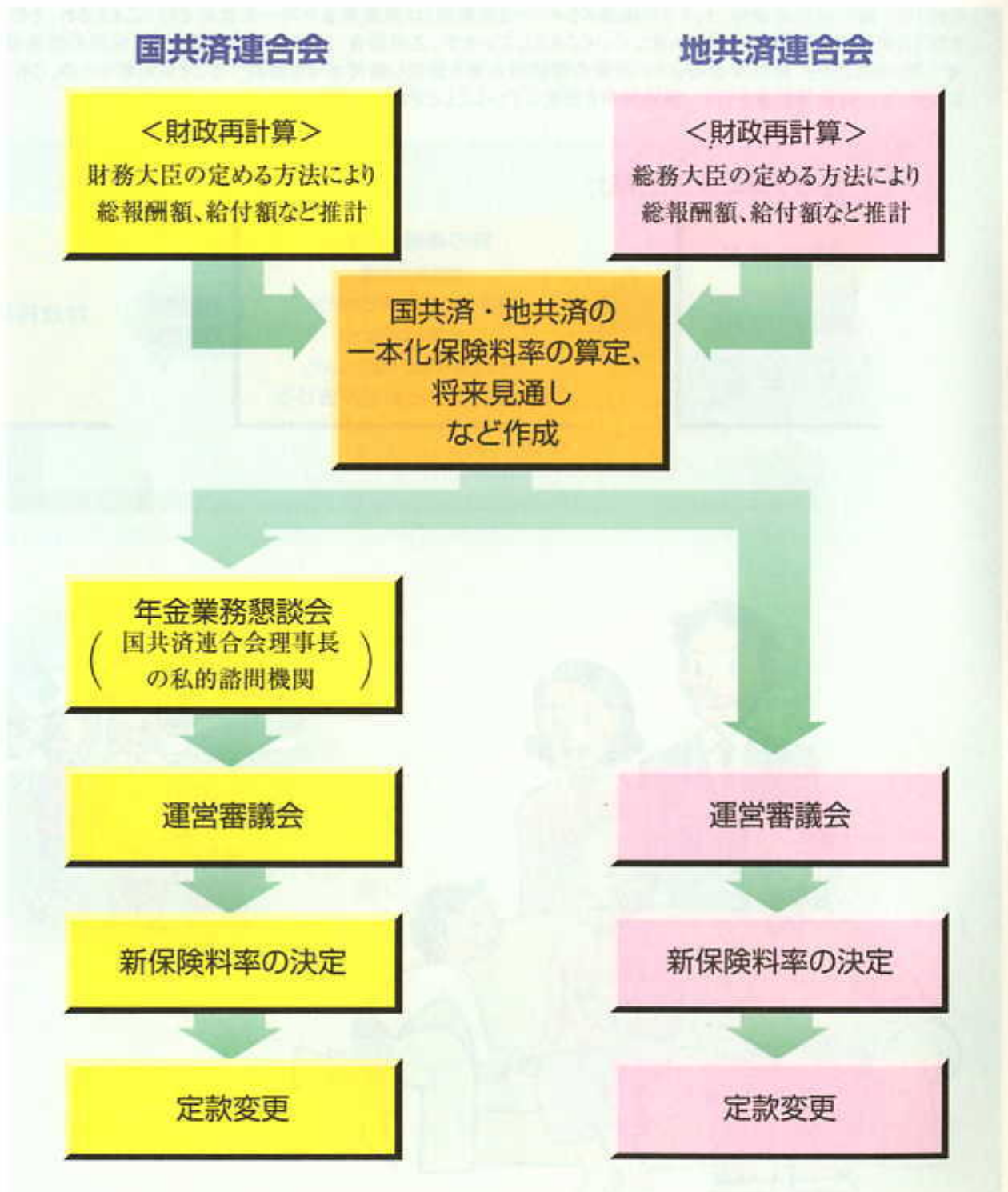
一定の予測に基づき推計



従来の財政再計算は国共済単独で行っていましたが、制度改正に伴い今回の財政再計算から、国共済・地共済それぞれの将来の給付額・総報酬額などをお互いに提供し、それを合算した国共済・地共済全体としての将来の給付額・総報酬額などに基づいて一本化した保険料率を算定し、収支見通しを作成することになります。この作業は、国共済と地共済がそれぞれの主務大臣が定める算定方法に基づいて行うこととなりますが、保険料率については、現在、国共済と地共済の率が異なっており、また、激変緩和のため平成16年から段階的に一

本化を実施することとし、平成21年に同一の保険料率とすることになります。

なお、将来の収入（保険料）や支出（給付費）の推計に必要な総報酬額や給付額は、組合員の実績（動態統計調査）及び年金受給権者の実績（年金受給権者統計）を基に作成した基礎数と、組合員数及び年金受給権者数等が年々どのように変化していくかを推計するために使用する基礎率を使って推計します。





財政再計算を行うためのポイントとなる主な改正内容は

次に掲げる改正内容を取り込み、財政再計算を行い、新保険料率を決定することになります。

1 マクロ経済スライド

これまでの年金の改定は、毎年度物価スライドを行い、5年に一度の財政再計算時に、年金額計算のもとになる過去に支払った賃金を現在価値に直すための再評価をしていました。

今後は、少子高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な年金制度とするために、給付水準を時間をかけて調整する給付水準調整期間を設けることとなります。

調整期間においては、これまで年金額の改定の基準とされていた一人当たりの平均賃金や物価の変動率のほか、公的年金被保険者等総数の変動や平均寿命の伸びを勘案して改定すること(マクロ経済スライドと言います)となります。

なお、調整期間が終了すれば、従前どおり賃金や物価の上昇にあわせて年金額が改定されます。

(注) 調整期間は、厚生年金において、将来の保険料率を固定(最終保険料率18.3%)した上で、将来の財政均衡が図られるように、これからの実績に応じて決まってくるものです。

2 基礎年金拠出金の国庫負担割合の引上げ

基礎年金拠出金に対する国庫負担割合(現行3分の1)を平成21年度までに2分の1に引き上げます。具体的には、平成16年度は年金課税を見直し、国庫負担割合の引上げに充てるほか、平成17、18年において経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じ、

また平成19年度を目途に、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で、平成21年度までに2分の1への引上げを完了することとされています。

3 財政単位の拡大

財政再計算は、将来の長期給付に要する費用を推計し、将来にわたって財政の均衡を図るように保険料率を算定することです。これまでの財政再計算では、国共済の収入・支出だけを対象として財政の均衡を図るように保険料率を算定していましたが、改正法では、地共済との財政単位の一元化を図るため、国共済だけではなく、地共済をあわせた収入・支出を対象として財政の均衡を図るように保険料率を算定することとされています。地共済においても国共済と同様の改正が行われました。

また、国共済に係る将来の長期給付に要する費用については、政令において「組合員の退職の状況・年金受給権者の失権の状況・標準報酬月額・標準期末手当等の伸びなど及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、財務大臣の定める算定方法により算定するものとする」と規定されています。そのため、連合会では、直近数年間の組合員の

年齢別・男女別人員や退職の状況などの実績を整理・分析して、計算基礎率や計算基礎データを作成し、国共済に係る将来の給付額・総報酬額などを推計することになります。

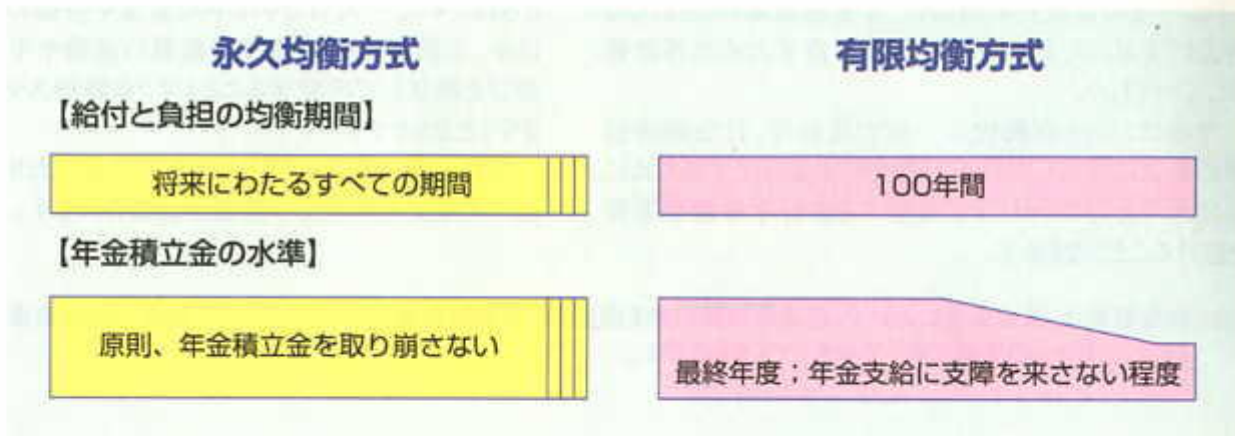
地共済においても、国共済と同様に直近の実績を基に地共済に係る将来の給付額・総報酬額などを推計することになります。



4 有限均衡方式（保険料率引上げと給付水準調整方法、年金積立金の水準）

これまでの財政再計算では財政の均衡を図る期間について、財政再計算を行う年以降、将来にわたるすべての期間について財政の均衡を保つことができるように考えていました。それに対し、今後の財政再計算においては、財政再計算を行う年以降おおむね100年に相当する期間の終了時に長期

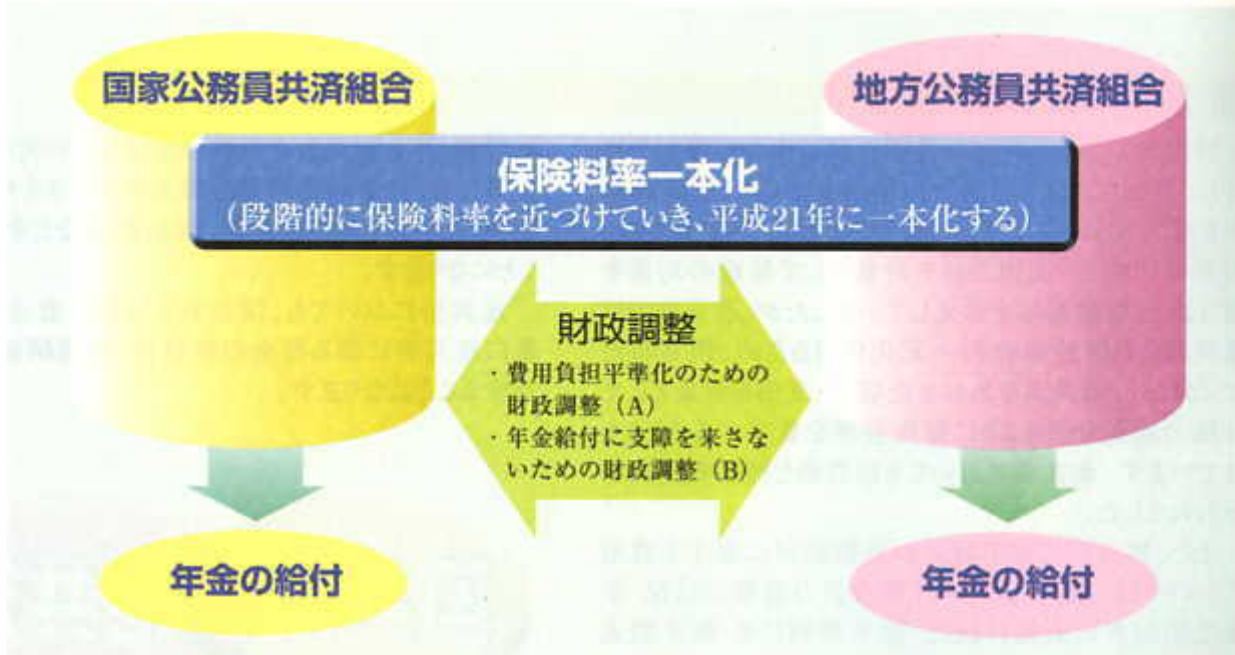
給付の支給に支障が生じないために必要な額の積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡が保つことができるように定めることとされています。この考え方は、これまでの永久均衡方式に対して、有限均衡方式といわれています。



5 国共済と地共済との財政単位の一元化に伴う財政調整

今回の改正法では、国共済と地共済の財政単位の一元化に伴って保険料率の一本化を図るほか、両共済間で財政調整を行うこととされています。なお、財政調整は、費

用負担平準化のための財政調整(A)と、年金給付に支障を来さないための財政調整(B)があります。



★費用負担平準化のための財政調整(A)

成熟の度合いが違ってくる両共済の費用負担を平準化するため、基礎年金部分を除いた独自給付費用に着目して財政調整を行うことをいいます。

★年金給付に支障を来さないための財政調整(B)

費用負担の平準化の財政調整(A)を行っても、一方の制度が黒字で、他方の制度が赤字(Aの財政調整の抛出による赤字分を除く)である場合において、黒字の範囲内で他方の制度の赤字に相当する額の財政調整を行うことをいいます。



年金制度改正の動きは

少子高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化に対応した持続可能な制度を構築し、国家公務員共済組合制度に対する信頼を確保するとの観点から、年金額の水準を自動的に調整する制度を導入するとともに、多様な生き方及び働き方に対応し、組合員がその能力を発揮できる社会の

実現に資する所要の改正を行い、あわせて地方公務員共済組合制度との長期給付の財政単位の一元化に係る措置を講じるための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案が、平成16年2月20日に第159回通常国会に提出され、6月16日、可決成立しました。

国家公務員共済組合法等の改正の概要

項番	項目	概要	実施時期
1	給付水準の自動改定	年金額については、賃金及び物価の変動割合を基準として、毎年度、改定する。更に、調整期間においては、公的年金被保険者数の変動率や平均余命の動向を加味する。	平成16年10月1日
2	基礎年金拠出金に対する国等の負担割合の見直し	基礎年金拠出金に対する国等の負担割合（現行3分の1）を平成21年度までに2分の1に引き上げる。	平成16年10月1日
3	地方公務員共済年金制度との財政単位の一元化に関する事項	国共済と地共済の両制度間において、費用負担の平準化のための財政調整を行うこととし、また、将来において年金給付に支障を来すような事態が生じた場合に赤字を補てんする財政調整の仕組みも設ける。	平成16年10月1日
4	退職共済年金受給権者等が組合員である場合における支給停止の見直し	在職中の退職共済年金等について、一律2割支給停止を廃止する。	平成17年4月1日
5	育児をする組合員等に関する事項	①育児休業中の保険料免除期間を子が3歳（現行1歳）に達するまでの期間に延長する。 ②子が3歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなす。	平成17年4月1日
6	65歳以上の障害基礎年金の年金受給権者に対する退職共済年金または遺族共済年金の併給	65歳以上の障害基礎年金の年金受給権者に対する退職共済年金または遺族共済年金の併給を可能とする。	平成18年4月1日
7	退職共済年金の繰下げ制度の導入	65歳からの退職共済年金について、支給開始年齢を繰下げて受給できる。	平成19年4月1日
8	70歳以上の民間企業等に使用される者の退職共済年金等の支給停止	70歳以上の民間企業等に使用される者の退職共済年金等については、60歳台の厚生年金保険の被保険者等と同様、賃金と年金の合計額が一定の額（現行48万円）以上の場合には、年金額の一部の支給停止を行う。	平成19年4月1日
9	子のいない30歳未満（遺族配偶者(妻)）の遺族共済年金の見直し	子のいない30歳未満（遺族配偶者(妻)）の遺族共済年金について5年間の有期年金とする。	平成19年4月1日
10	離婚した場合における共済年金の分割	離婚をした場合に配偶者の同意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間中の共済年金を分割できる。	平成19年4月1日
11	退職共済年金受給権者に対する遺族共済年金の支給方法の見直し	自らの退職共済年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族共済年金として支給する。	平成19年4月1日
12	国民年金第3号被保険者期間（施行後の期間）について、離婚等した場合における共済年金の分割	国民年金第3号被保険者期間（施行後の期間）については、離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があるものとして財務省令で定める場合、その配偶者の共済年金の2分の1を分割できる。	平成20年4月1日

これまでの掲載記事等

「KKR」に掲載の関連記事



- | | | |
|---|------------------|-----------|
| 1. 私たちの共済年金 | 共済年金のあらまし | 平成15年 4月号 |
| 2. 国共済年金の現状(1) | 組合員数と受給権者数 | 平成15年 6月号 |
| 3. 国共済年金の現状(2) | 組合員と受給権者の年齢構成 | 平成15年 7月号 |
| 4. 国共済年金の現状(3) | 制度改正と年金額の推移 | 平成15年 8月号 |
| 5. 「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化
に関する考え方」について | | 平成15年 8月号 |
| 6. 国共済年金の現状(4) | 収支状況の推移 | 平成15年 9月号 |
| 7. 国共済年金の現状(5) | 地共済との比較 | 平成15年10月号 |
| 8. 財政再計算について(1) | 目的および経過 | 平成15年11月号 |
| 9. 財政再計算について(2) | 給付費の推計方法 | 平成15年12月号 |
| 10. 財政再計算について(3) | 基礎率の意味 | 平成16年 1月号 |
| 11. 財政再計算について(4) | 標準報酬月額等や給付費の将来推計 | 平成16年 2月号 |
| 12. 財政再計算について(5) | 年金の給付費等 | 平成16年 3月号 |
| 13. 国家公務員共済組合制度の改正案について | | 平成16年 3月号 |
| 14. 財政再計算について(6) | 地共済との財政単位の一元化 | 平成16年 4月号 |

平成15年12月(リーフレット)

私たちの共済年金 財政再計算に向けて

平成16年7月 発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081

東京都千代田区九段南1-1-10九段合同庁舎

電話 03-3222-1841

<http://www.kkr.or.jp>